

食堂業務委託契約書（案）

委託業務の内容 食堂調理・提供業務
業務実施の場所 郡山市駅前二丁目 1 1 番 1 号 福島県立郡山萌世高等学校
契約期間 令和 7 年 6 月 1 日より令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
(注)「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、契約金額に 1 0 / 1 1 0 を乗じて得た額である。
契約保証金 ○○

上記業務について、「福島県」を甲とし、「(受注者名)」を乙として、次の条項により契約を締結する。

(委託業務の履行)

第 1 条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督の下に、別紙仕様書に定めるところにより委託業務を履行しなければならない。

(善管注意義務)

第 2 条 乙は、善良な管理者として、本業務が生徒の勉学に不可欠な業務であることを認識し、食品の安全衛生に万全の注意を払い、甲の業務に支障をきたすことのないよう、委託業務を履行しなければならない。

(誠実履行の原則)

第 3 条 乙が、業務を履行するに際しては、甲の指示に従うのはもちろん、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実に委託業務を履行しなければならない。

(履行の確認)

第 4 条 乙は、委託業務を履行したときは、そのつど別に定める様式により甲に報告し、確認を受けるものとする。

(資機材・消耗品の負担区分)

第 5 条 乙は、本業務遂行に必要な機材・設備・器材・消耗品を乙の責任と負担で準備調達、又は場合によっては甲からの借用にて調達するものとする。ただし、甲及び乙の負担が不明確な物品については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(光熱水費の負担)

第 6 条 乙が委託業務を履行する上で必要とする光熱水費は、甲が負担するものとする。

(現場責任者の選任)

第 7 条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、現場責任者を選任し、選任された者は、責任を持って指揮監督するものとする。

2 乙は、選任した従業員並びに責任者等の氏名を甲に通知するものとし、異動があった場合も同様とする。また、作業員並びに責任者の変更が生じたときは、事前に甲に協議の上、変更するものとする。

3 現場責任者は、次の事項について乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令するとともに、次の業務を実施する。

- 一 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
- 二 業務遂行に関する甲との業務連絡及び調整
- 三 業務仕様書に基づく甲との業務連絡及び調整
- 四 その他本契約の目的達成に必要な事項

4 甲は、業務の履行に関する指示等は、乙の選任した責任者に対して行うものとする。

(従業員の確保)

第8条 乙は、あらかじめ本契約履行のために十分な人員を常に確保しておくものとする。

(制服の着用)

第9条 乙は、本業務に従事する従業員に一定の制服を着用させ、氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、業務の遂行上、甲又は第三者の人身及び財産に及ぼした損害については、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。ただし、乙の責めに帰すことができないと甲が認めた場合は、この限りではない。

2 乙は、本業務の遂行に当たり、乙の責めにより生じた甲及び第三者に与えた損害の賠償に備えるため、適切な損害賠償責任保険を付保するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、正当な理由なくして、本契約上の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した場合も同様とする。また、乙は従事者に対し秘密保持に努めさせなければならない。

2 乙が前項に定める義務を怠ったときは、甲は法令の定めるところにより乙に対し損害の賠償を請求することができる。

(委託料の支払い)

第13条 乙は、毎月10日までに前月分の委託料を、甲に請求するものとする。

なお、毎月の委託料は別表「支払明細表」のとおりとする。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲が、その責めに帰すべき事由により委託料の支払いを遅延したときは、乙は、甲に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払の日まで、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)の遅延利息を請求できるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が契約を履行しないとき。

二 乙が委託業務を明らかに履行する見込みがないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 契約の相手方が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

チ 契約の相手方が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

七 前六号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により業務の提供を停止した場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に業務の提供を停止した日の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

- 第16条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させ、若しくはこれを打切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（契約の終了）

- 第17条 期間満了、解除、解約等により本契約が終了したときは、乙は本業務に関する一切の書類・物件等を直ちに甲に引き渡さなければならない。
- 2 前項の場合、乙は、自己所有の什器・備品等を遅滞なく撤去するものとし、甲が指定する期間内にこれらを持ち出さないときは、甲は任意にこれを処分できるものとする。

（談合による損害賠償）

- 第18条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙は、これに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第19条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（代表者名の変更）

第20条 乙が、代表者の名義を変更するときは、全部事項証明書その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

（契約外の事項）

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲と乙が協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県郡山市駅前二丁目11-1

氏 名 福島県
福島県立郡山萌世高等学校長 ○○ ○○

乙 住 所

氏 名

(別表 第13条関係)

支払明細表

(単位：円)

業務実施月	委託料	消費税	支払額
令和7年 6月			
令和7年 7月			
令和7年 8月			
令和7年 9月			
令和7年10月			
令和7年11月			
令和7年12月			
令和8年 1月			
令和8年 2月			
令和8年 3月			
合 計			

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を

含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する次項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第 14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約の解除)

- 第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注 1 「甲」は実務機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。